

上総小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第2条より）

- ・いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ・「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、（例えば、同じ学校・学級の者・保護者、当該児童が関わっている仲間や集団など）当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。
- ・「心理的・物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くわざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・けんかやふざけ合ひであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査を行い、心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知する。

2 基本理念

(1) いじめの禁止

- ・児童等はいじめを行ってはならない。

(2) いじめ防止対策における基本的な考え方

- ・いじめがすべての児童等に関係する問題であることを全職員が十分に理解する。
- ・学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・いじめを行わないように、また、いじめを認知しながら放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- ・いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要と考え、市、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の早期発見と適切かつ迅速な対応を行っていく。

3 いじめ防止への基本姿勢 【 いじめは「しない、させない、許さない」 】

いじめは必ず起きるものという認識を持ち、児童の学校生活の様子（表情や行動など）の変化をつかみ、「いじめ」に対応できるようにする。また、「いじめ」を発見した時は、速やかに全職員で情報を共有し「いじめ」撲滅に向けて 共通した行動をする。

- ・いじめを許さないという毅然とした態度やいじめを助長しない態度を貫く。
- ・いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校・学級づくりに努める。
- ・児童一人一人のよさが認められ、相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- ・児童の発するサインを見逃さないように 日常の児童観察を充実させ実態把握に努める。
- ・人権意識を高め、自他の個性を認め、分け隔てなく接する心を育てる。
- ・自らの不適切な発言や体罰がいじめを助長することを念頭に置き指導にあたる。
- ・「いじめ」の相談を受けたら小さなことと受け止めず、親身になって相談に乗る。
- ・校内で相手を傷つけるような言動を見かけたら すぐに注意する。報告・連絡・相談を行い、一人の心に留めず全職員で対応できるようにする。
- ・いじめが発生した際には正確に丁寧な説明を行い、隠ぺいや虚偽の説明をしない。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等のための組織

ア 名称 「いじめ防止対策委員会」

イ 役割 「いじめ」を発見または防止に向けて、児童の学校生活の様子などの情報を共有し、対応策を講じる。

ウ 組織の構成

校長、教頭、教務、生徒指導主任、道徳主任、養護教諭、関係職員

エ 防止に向けた方策

「いじめ」防止に向けた取り組みや解決に向けた対応策を話し合う。

オ 開催回数及び開催日

月に1回実施される生徒指導会議内で行う。ただし、「いじめ」を発見した場合は解決に至るまで随時行う。

(2) いじめの未然防止

① わかる授業の展開

「生徒指導の機能を生かした授業」

生徒指導の機能である、「共感的人間関係(人間的なふれあい)」、「自己存在感を持たせる場面」、「自己決定の場面」などを重視し、「わかる授業」を展開する。

「わかる授業」の主な要件

- ・ 学習の目標を把握し、学習の方法がわかり、自分で取り組めること
- ・ 探究することや問題解決、表現の習熟等の学習活動に熱中できること
- ・ 学習の達成や成功の喜びが体験できること・わかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る

- ・ 学習意欲を高めるための望ましい人間関係を育てる。
- ・ 教材や学習活動に係る児童の理解を深める。
- ・ つまずきや障害に対して適切に支援する。
- ・ 一人一人の児童に存在感をもたせるための具体的場面をつくる。
- ・ 努力に対する評価と賞賛を積極的に与える。
- ・ 自らの課題を設定させ、自力で解決する機会を設ける。
- ・ 学習の仕方や態度などを身に付け、自ら学習内容や方法を選択できるよう、指導する。
- ・ 授業準備や学習上のルールを守って、授業に参加させる。

② 心の教育の充実

- ・ 道徳教育において、命の大切さ・正しい判断等について主体的に考えさせる。
- ・ 人権教育を推進し、児童一人ひとりが大切な存在であることや児童同士が互いに認め合える姿勢を身につけさせる。
- ・ 情報モラル教育を推進し、ネットワークの特性を踏まえた指導や発達段階に応じた指導を継続して行う。また、実態の把握につとめる。

③ 児童会活動での啓蒙

- ・ 計画委員会が中心となり全校児童に「いじめ」撲滅に向けた呼びかけや集会を行う。

④ 学級活動や特別活動での啓蒙

- ・ いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校・学級作りに努める。
- ・ 人権教育の理念を浸透させ、児童一人ひとりの良さが認められ、お互いを思いやる雰囲気作りに努める。
- ・ 当番活動、係活動、委員会活動、クラブ活動などを通して、一人ひとりが活躍できる場を設け、認められるように工夫する。
- ・ 縦割り班活動を充実させ、年下の友だちへの思いやりと年上の友だちへの憧れや尊敬の気持ちを育てる。
- ・ 新型コロナウイルスなどに感染する者が出た場合には、差別やいじめが起きないように徹底的に指導する。

(3) いじめの早期発見

① 児童理解

- ・全教師が一人ひとりの児童と深いつながりを持ち、個人の人格を尊重しながら共感的・受容的態度で接する。
- ・学校教育のすべての場面で、全職員で日常の児童観察、実態把握に努める。

② 定期的な調査と教育相談

- ・各学期に1回いじめアンケートと教育相談を行い、児童の悩みや相談を受けることができるようにし、「いじめ」や「いじめにつながる行為」を把握できるようにする。

③ 相談体制と窓口

・SOSの出し方に関する教育

子供が悩みを抱えたときに助けを求める指導として、身近にいる信頼できる大人に相談することや、どの先生にでも相談できること、相談窓口連絡先一覧の配布等を行う。

- ・児童からの相談があった場合には、後回しをせずに丁寧に話を聞く。

④ 保護者との連携

- ・個人面談など特別な場合以外でも、日常から電話や来校時に積極的に保護者とコミュニケーションをとり、相談しやすい雰囲気や信頼関係の構築に努める。

・登下校時や校外での生活場面において、いじめ等の問題行動を発見、または疑わしいと感じた時には、すぐに学校に知らせるように依頼する。

- ・学校以外の相談先について周知する。

5 いじめを認知した場合

(1) 報告連絡体制

- ・「いじめ」の報告があった場合にはすぐに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を開き今後の対応について協議する。

(2) 事実確認と報告

- ・「いじめ」の報告をもとに、学級担任が主として加害者と被害者から「いつ」「どこで」「どのようなことをされたのか・したか」ということを時系列で確認する。その内容は決められた方法により記録として残す。

・加害者や被害者が複数いる場合には、必ず一人ずつから事実を確認する。また、傍観者はいなかったかなど確認したことは全て管理職に報告する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- ・「いじめ」被害者には、安全の確保をするとともに心のケアを十分に行う。場合によってはスクールカウンセラーに相談できる体制をとる。

・保護者へは、事実を伝え解決に向けた取り組みや様子を随時報告し連絡を密にする。保護者にも同様にスクールカウンセラーに相談できる体制をとる。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- ・いじめ加害者には「いじめ」は絶対に許されないものであることを指導するとともに、いじめられた人の気持ちを考えさせ、二度とそのような過ちは起こさないことを指導する。

・保護者へは「いじめ」をしていた事実を伝え、行動の改善に向けて学校と家庭がともに連携して指導していくことを確認する。いじめ被害者の様子を伝えるとともに、加害者児童の様子を継続的に連絡し、いじめ再発防止に務める。

(5) 傍観者への指導

- ・「いじめ」の現場を目の当たりにしておきながら傍観してしまった児童には、傍観していることも「いじめ」を認めたことになり、いじめ加害者となることを指導する。勇気をもって事実を相談できるように指導するとともに誰にでも相談できることを助言する。また、いじめを助長させるような発言をしないように指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態について

- ① いじめにより、生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ③ 児童または保護者から申し立てがあった場合。

(2) 対処の方法

- ① 重大事態が発生した旨を、君津市教育委員会に報告する。（担当→管理職→市教委）
- ② 君津市教育委員会と協議しながら、当該事態に対処する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 該当児童・保護者に適切に情報提供する。
- ⑤ 調査結果を君津市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえて、必要な措置を講じ、再発防止に尽力する。

(3) 調査の主体

- 君津市教育委員会と協議の上、基本的には学校または君津市教育委員会が調査の主体となる。
(ただし、場合によっては外部機関が調査を行う場合もある。)

7 いじめの解消

- ・いじめにかかわる行為が止んでいる状態が継続（3か月を目安）していること。
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童と必要に応じて保護者にいじめが止んでいるかどうか面談等を行い確認する。
- ※なお、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性がありうることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) 公表 ホームページや学校便り等を通して地域や家庭に知らせる。
- (2) 学校評価等 いじめ防止基本方針に沿って児童・保護者から学校評価を行う。
- (3) 方針の見直し 学校評価の結果や職員間の話し合いにより、課題を明らかにし、基本方針の見直しを柔軟に行う。(前期末と後期末の2回)

9 相談窓口・関係機関連絡先

学校

*学級担任・養護教諭・教頭を中心に全職員を相談窓口とする 0439-27-2361

学校外

*君津市教育センター（月～金 9:00～17:00） 0439-56-1618

*君津市役所生涯学習文化課（家庭教育相談） 0439-56-1407

*君津市役所保健福祉部子育て支援相談室（家庭・児童相談） 0439-56-1616

*君津児童相談所（児童相談・児童虐待相談） 0439-55-3100

189（児童相談所全国共通ダイヤル）

*君津警察署 0439-54-0110

君津警察署上総幹部交番 0439-27-2004

*24時間子供SOSダイヤル（全国共通ダイヤル） 0120-0-78310

*千葉県子どもと親のサポートセンター（毎日24時間受付） 0120-415-446

*千葉県総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025

*子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課）（月～金 8:30～17:15）

0120-007-110

*ヤング・テレフォン（千葉県警察少年センター）（月～金 9:00～17:00）

0120-783-497

*千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

*チャイルドライン千葉（月～土16:00～21:00） 0120-99-7777

10 いじめ問題対応組織及び流れ

